

# 保育所、幼稚園、認定こども園等で働く皆さんへ

国の令和7年度補正予算で、保育所の保育士等の人工費について、国の予算上  
+5.3%の改善を行いました。疑問の声にお答えします！



給与が5.3%増加するとか、年間20万円増えるという話を聞きますが、どの保育所でも同じように増えるのですか？

👉 給与の改善内容は、勤務先や役職等によって異なります。

- ◆ 5.3%という割合は、あくまで国の予算上の金額です。
- ◆ 改善を行う予算は、市町村から勤務先に、毎月の運営費とともに支給されます。
- ◆ その中で、どのように職員の給与改善を行うかは勤務先が決めることになります。



いつ、どのようにもらえるのですか？

👉 時期は、勤務先によって異なりますが、遅くとも次の夏季賞与と併せて職員に支払うようお願いしています。

多くの施設・事業所では一時金として支払われています。

- ◆ なるべく早く皆さまの処遇改善に繋がることが重要であることから、施設・事業所には、原則3月に支払うことをお願いしています。それが難しい場合でも夏季賞与や7月頃までに支払うことをお願いしています。
- ◆ 4月以降の支払いになる場合、職員の方に支払時期を伝えるよう施設・事業所にお願いしています。



自分が対象になるかどうかは誰に聞けばいいですか？

👉 対象については勤務先にお問い合わせください。



なぜ、こうした追加の給与がもらえるのですか？

👉 国の予算上の保育士等の人工費を上げているからです。

- ◆ 国の予算上、保育士等の人工費は、国家公務員の人工費を踏まえて積算しています。
- ◆ 国家公務員の給与はその年の4月に遡って引き上がる所以、保育士等の人工費も、4月に遡って増やします。その差額分が皆さんに支払われます。



# ■ 制度の詳細解説～保育士・幼稚園教諭等の処遇改善～

## 対象

- このお知らせの対象は、私立保育所、私立幼稚園（いわゆる私学助成園は除く。）、私立認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所にお勤めの職員となります。  
公立の保育所、幼稚園、認定こども園には、国の交付金（子どものための教育・保育給付交付金）は給付されていないので、このお知らせの対象にはなりません。各市町村の職員としての給与の規定等に基づき給与水準が定められます。
- また、保育所等では、通常の教育・保育とは別の事業を行っている場合があります（例：地域子育て支援拠点事業）。  
こうした事業に従事していて、通常の教育・保育に従事していない方は、この賃金改善の対象にはなりません。

## 交付金の額の仕組みについて

- 保育所等を運営する上の収入の多くは市町村からの交付金になります。この交付金は、毎月、「利用する子ども1人につき●●円」という形で市町村から施設・事業所に支払われます。
- この「●●円」は、施設・事業所の定員規模などによって異なります。定員規模などを踏まえ、施設・事業所を運営する上で通常必要と見込む費用（人件費・事業費・管理費）を、国で検討して設定しています。これが、子ども・子育て支援制度における「公定価格」と呼ばれるものです。

## 処遇改善により一時金等が支給される仕組みについて

- 国家公務員の給与は、例年、年度途中に人事院の勧告を踏まえて改定をしていて、給与が増える改定があると、その年の4月に遡って給与が増えることになり、増えた分の差額がまとめて支払われます。例えば、12月に改定がされ、給与が30万円から31万円になると、4月～12月の差額として、1万円×9か月分＝9万円が追加支給され、1月～3月の給与は31万円で支払われる、というようになります。
- 保育所は、施設長、主任保育士、保育士、調理師といった職種を、幼稚園は、園長、主幹教諭、教諭等の職種を配置することになっているところ、公定価格では、これらの職種の入件費を積算しています。この入件費について、保育所等の職員の処遇改善のため、国家公務員の給与表の改定に準拠して、補正予算により増額しています。
- この交付金の増える分の額は、概ね令和8年3月前後に市町村から保育所等に支払われます。その額を施設・事業所が職員にどのように支払うか検討したのち、職員の皆様に実際に支払われることとなります。なお、市町村からの交付金の支払いを待たず職員に支払われるケースもあります。

## 施設・事業所が金額を決めるについて

- 国の予算上は、保育所等に配置することとしている人数・職種を踏まえて予算を積算していますが、基準以上の職員を配置したり、基準以外の職種の方を雇用して運営することも可能です。また、配置している職員の経験年数等の構成も、施設や事業所によって様々です。
- そのため、各施設・事業所において、交付金やその他の収入を原資として、職員の賃金をどのように設定するのかや、この処遇改善のための交付金をもとにどのように職員の賃金を改善するのかについては、各施設・事業所が決めることになります。
- この処遇改善のための交付金の増額は、その全額を入件費として支払うことが必要ではありませんが、こうしたことから、誰にどのように支払うかは各施設・事業所が決めることになっており、結果として、施設・事業所によって、又は人によって異なる場合があります。

### 国での処遇改善が職員に届くまで（イメージ）

### 国で定める金額（公定価格）



こどもまんなか

こども家庭庁

利用児童数に  
応じて市町村  
から支給

施設・事業所で  
給与をいくらに  
するか決定して、  
職員に支払い。

児童1人  
当たり  
●●円

1か月で  
合計  
○○円

定員100人の都市部の保育所

人件費  
・本俸…○円  
・扶養手当…○円  
・○○手当…○円

事業費  
・生活費…○円  
・○○費…○円

管理費  
・庁費…○円  
・旅費…○円  
・○○費…○円

この割合が+5.3%等の割合で引き上がります。  
それにより、「児童1人当たり●●円」の額も変わります。

4月分に遡って変わるので、差額が生じます。その差額が、各職員に一時金等の形で支払われるものです。